

住民が築く町・新門前通西之町のまちづくり

景観づくり計画書

西之町の概要

新門前通西之町は、東山の麓、浄土宗総本山知恩院の門前にあり、隣り合う「祇園町」の営みや文化・芸能等を支える家々が存在する。



(公財)片山家能楽・京舞保存財団 井上流家元屋敷

通りには、「アンティーク」とか「シンモンゼンストリート」の看板が目につくが、「古美術の町」や「骨董の町」として諸外国にも知られ、明治中期頃に近隣に「都ホテル(現ウエスティンみやこ)」、「常盤ホテル(現ホテルオークラ)」「円山の左阿弥」など外国人の宿泊所が建設され、四条通や河原町通に出る散策道となり、古美術商が集まり、情緒豊かな町並みを形成している。

町内には築100年以上の京町家が数軒あり、古美術店も多くあって風情を凝らした京町家が軒を連ね、個性豊かな町並み景観を継承している。



西之町中央付近の町並み

平成11年には、この景観を保全・修景していくための「祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区」の指定を受けており、歴史的な様式を尊重する形態意匠とすることが定められている。更に平成16年には、風情ある町並み景観と調和し、京文化・芸能を大切にしたい商業・サービス業の活気を増進するとともに、各世代が定住することのできる良質な住環境の形成を図るため「新門前通西之町地区 地区計画」が策定され、古美術商をはじめとする商環境や落ち着いた良質な住環境を維持するため、建築物の用途の制限が定められている。

西之町の歴史

「京都坊目誌」によれば、慶長8(1603)年に一筋北通の古門前通が知恩院門前として開かれ、元和7(1621)年には徳川秀忠によって知恩院三門が建立された。その3年後には三門の前の通りとして長さ約500mの新門前通が大和大路通まで開かれ、西の端の町内として「西之町」が誕生したのである。

東山を眺める視点にひとつの枠ぐみを作り出した文化5(1808)年の黄華山の「花洛一覽図」等には、この辺りに民家が並んでいる様子を見て取ることが出来る。元治2(1865)年3月に付近一帯は大火で焼けたが、免れた家1軒だけが元禄年間の商家風の佇まいを見せ残存している。当家は両替商から後年油屋、紙屋と変わったが、当時の主人が文筆家で芸舞妓の恋文の代筆で有名であったというエピソードも残っている。

市政が敷かれた明治22(1889)年には、「下京区西之町」となり、更に明治44(1911)年には「東山区西之町」となって現在に至っている。

西之町まちづくりの歴史と地蔵盆 (地域の取組)

昭和57年に町内役員や有志が集まって「西之町規約」を作っているが、これに加えて、ワークショップ方式等により数回にわたって居住者・地権者による住民大会を経て、平成16年11月に「新門前通西之町地区 地区計画」が策定されたことで、風俗営業等西之町に相応しくない事業は営業できなくなり、住民が安心できるようになって、さらに落ち着いた商環境や住環境の実現に向けていっそうの効力が期待できる状況となっている。

また、最近地区計画実施後に新築された建物3例をみても、建物の用途を制限するとともに、格子・犬矢来・虫籠窓等京町家の要素を備えた当該地区の歴史的な建造物の建築様式を継承した建物が増えており、地域の町並み形成に貢献しているが、これは上記「地区計画」及び「祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区歴史的景観保全修景計画」の成果でもある。



地区計画指定後に建てられた建築物3例

さて、西之町には昔から一丸となって一つのことに打ち込むパワーが備わっている。それは毎年行う「地蔵盆」行事に一例を見ることが出来る。



地蔵盆の最近の一コマ

町内会の中に「地蔵会」という組織があり、各家庭が地蔵会費を支払って、これを財源として毎夏に地蔵盆が営まれている。町内には4体のお地蔵さんがあるので、8月の土・日曜日の2日間所定の場所に全部を集めて祀り、老若男女が参詣し、文廻し、数珠回し、福引、諸ゲーム等を子供達とともに楽しむのである。また2日間夜に会場周辺で有名京料理店主人が作る焼きそばやビール等で飲食しながら町内各人が周辺に集まって懇親を深めている。



文廻しや町内各人の飲食パーティ

西之町の地蔵盆の起源は不詳であるが、少なくとも江戸中期からつづいており、安永4(1765)年と記された古代名物裂を始め数点の資料が残され、古い歴史のある町であることを示している。



安永4年と記された古代名物裂

地蔵盆は戦時中一時中止されたが、戦後、盆踊りとともに復興し、以降60数年間連綿と続けられ、西之町には欠かせない伝統行事となっている。7月下旬から8月下旬間は有志の者が集まり内容を決定し役割を決めて、みんなが一丸となって地蔵盆の運営に当たっている。この時には、各地へ嫁いだ人の中には、この伝統の雰囲気忘れられないのか、子供や孫達を連れて里帰りし、一

緒に語り合い楽しむ人もかなりいる。西之町には何かを行う時は皆が一丸となるので、地区計画の策定に当たり、住民説明会やワークショップを非常にスムーズにしかも円滑に実施することが出来、地区計画策定までスピード感を持って取り組めたことも、また、こうしたパワーがあったからこそである。



ワークショップの状況

地区計画の策定にあたっては、上記のような地域の取組が評価され、スピーディーに実施できたので、平成17年度「まちづくり月間」で国土交通大臣表彰、2005年度「関西まちづくり賞」(公益社団法人日本都市計画学会関西支部)を受賞している。

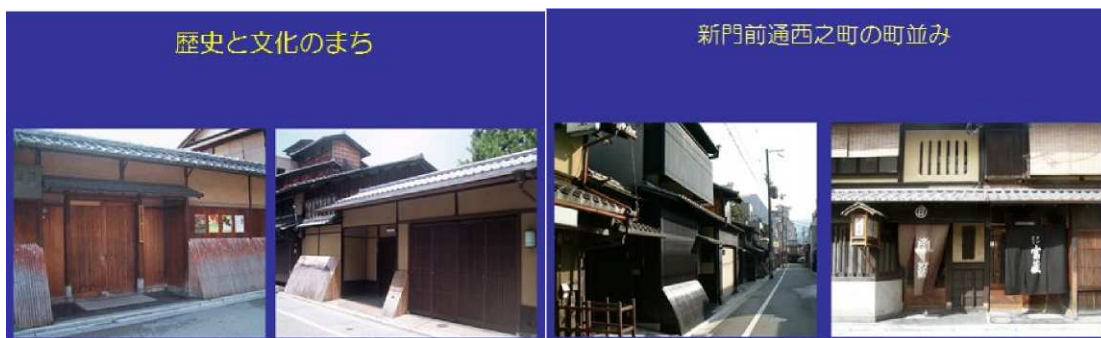
各地で行われる「祭」がそうであるように、西之町でも地蔵盆を営み、盛り上げることが原点となり、ここから1年間がスタートして次の地蔵盆を目指して行くのである。ここで育まれた地蔵菩薩を敬う心、隣近所の助け合いの心から住民の輪が広がり、「絆」が育成されてきている。

西之町の景観特性

新門前通は東山の麓からの東西の通で、西之町はその西端に位置するので東山の稜線を見ることが出来、また鴨川に近いので、鴨川の自然に接することが容易である。西之町の東端には白川のせせらぎがあり、夏は自然発生した蛍が飛び交っている。1筋南の通は「祇園新橋伝統的建造物群保存地区」に指定され、そこを流れる白川では桜のライトアップに加え、色々な花を見ることができて四季の移り変わりを味わうことが出来る。これに祇園町の雰囲気加わって、観光のスポットになっており、辰巳稲荷や巽橋が脚光を浴びている。

町内には茶道具や古美術を扱う美術商が多く点在し、その他にも昔から続いている老舗の呉服店や香店、面白い鬼瓦などを飾った瓦店、祇園で有名な一流仕出し屋等、様々な業種が存在して、店舗様式の商家が中心となり地域個性豊

かな町並み景観を継承している。中央部には明治時代の京町家が軒を連ねており、町並みの調和を醸し出しその調和の中に品格を備えている。



西之町の町並み

八坂神社への 祇園祭献灯 7/10~7/28



祇園祭期間中の町の風情

西之町の文化

日本を代表する観世流能楽や京舞井上流といった伝統芸能文化が西之町に存在し、今なおこれが中心となって文化を発信するとともに、景観に深い影響を与えている。

毎日の芸能活動のほかに、年に三度(初寄り,八朔,事始め)祇園の芸舞妓やお茶屋の女将が町内の京舞井上流家元宅を正装や着物姿で訪れるが、毎年それを見るためにマスコミのみならず百数人のカメラマンが通りに押しかける。マスコミでは「京都の風物詩である」として毎年報道しているテレビ局もある。また年に数回同家元で催される「滯の会」には地方からの人を含め、大勢の人が来られて通りに行列が出来るほど有名になっている。



八朔の 芸舞妓の正装



12月13日の 事始め その3 2009年



濡の会 (一年に数回行われる)



左上 八朔、右上 事始め、左下 濡の会、右下 事始め時のカメラマン

注

- ・初寄り；毎年1月13日に祇園の芸舞妓等社中が家元へ新年の挨拶に来る。
- ・八朔；毎年8月1日に祇園の芸舞妓等社中が正装で家元に挨拶に来る。
- ・事始め；毎年12月13日に祇園の芸舞妓等社中が家元へ年末のお礼と来年の挨拶に来て家元から扇子をいただく。ここから正月準備が始まる。
- ・濡の会；年間数回家元で京舞を披露する。遠方からのファンも集まる。

西之町の将来像

長い歴史の中で培われ、洗練され、優れた意匠・形態を有する京町家や、整然とした建物の並ぶ町であるので、以下のまちづくりを目指す。

- ① 地区固有の風情ある街並み景観が保全されていることに加え、古美術商をはじめとする商環境や落ち着きのある良質な住環境を維持し、個性的な魅力を持ち品格ある市街地環境の充実を図る。
- ② 現在の景観を保全し、これが悪化しないように後世に伝えていくと共に、能楽や京舞の伝統芸能の家元等が存在するので、これら日本文化の継承も大切にする。
- ③ 魅力ある商行為や生活が営めるように職住共存の住環境を維持・増進していき安心して住める町を目指す。

西之町の取組

将来子孫たちが町のルールを守って安心して住めるように、以下の取組を進めていく。

- (イ) 町式目の設定
- (ロ) 土地・建物の利用基準づくり
- (ハ) 「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」に相応しい「景観デザイン」の作成
- (ニ) その他プラスに働く事柄の実施等

1、町式目の設定

職住共存を前提に、お互いの信頼を深め安心して生活できるようにしていくために、景観維持の前提ともなる町のルールとして「町式目」を策定するべく、「まちづくり協議会」の中に「町式目班会議」を既に設定し、現在は具体的に検討中である。

※ 「まちづくり協議会」で「町式目(案)」を決議したので、年内目途に住民説明会を開催して決定する予定である。

2、土地・建物の利用基準づくり

次のような意図のもとに円滑な利用が出来るように、また、品格のある町を目指して西之町流の基準をつくりたい。

- ① 風情ある町並み景観と調和を図る。
市の条例に沿うことが先ず前提であるが、西之町流の内容との整合性を図り、新・増築に際して既存建物等との調和を図るよう協議を進めていく。
- ② 京文化・芸能を大切にしていく。
観世流能楽や京舞井上流の発信地であり、古美術の町としても世界的にも知られているので、これらを尊重する土地・建物の利用を図り、日本文化の継承の一助にしていく。
- ③ 商業・サービス業の活気を増進するとともに、各世代が定住することのできる良質な職住共存の環境の形成を図る。

3、景観デザインの設定

建物の高さや道路に面した建て方等については「祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」の指定で規制されているが、西之町に見合った形、色、その他デザインについては一定の目安を策定して既住民並びに転入者とよい景観を作るため、互いに話し合い、協調して決めていく。

これらのためには、協議会役員の異動で毎年判断基準が変わることのないように、一貫性を持った景観デザインの基準を決めて「景観づくり協議会」として科学的に判断できるように対応し、その内容が市の景観政策に寄与出来るようにしていく。

既に「まちづくり協議会」において、「景観デザイン班」と「町式目班」の2班を設け、会員をどちらかの班に属させて、各人の認識を高め、個々の能力を発揮してもらえよう組織強化を図ったところである。また、既存の住宅等についても調査を進め、科学的な処理が出来るよう細部詰めに入っているところである。これにより、新規に発生する新・増築の際の協議に即した体制と対応が出来るものと期待される。

4、その他上記に関連して

さらに良質の環境を目指して次に掲げる事柄をこれからの将来像にしていきたい。

- ① 前述のように、人間国宝が生まれ、また京舞の家元宅等が実在し、日本の文化の一端を担ってこれを発信している地域であるから、いつまでも「京都での文化・芸能の重要な地域」という位置づけをされる町として上品な町を目指していく。
- ② 幸いにして地区計画で街を壊す風俗営業をシャットアウト出来ている。更に住民皆でルール(町式目)を定めて、日常生活においてもそれを皆で守り、規律正しく、トラブルのない安心して住める町を目指していく。
また、新門前通について、次のようなハード的な改善を図っていく。
・カラー舗装化、・路上喫煙の禁止、・電線の地中化、空調室外機の木犀覆いの常設化、・防犯灯の設置、通過車両の速度制限等である。
こうすることによって住民だけでなく、観光客にも安心して来ていただき、京都市の唱える歩く観光に相応しい町にして、「光り輝く歴史都市京都」の創生の一助になるものと期待される。
- ③ 別途西之町には「高齢者見守り委員会」が既に3年前に発足して社会福祉関係者からたいへん喜ばれている、特に独居老人を対象者1人に対して

2人の近隣在住者が見守る制度が出来ているので、高齢化が進む中、景観等の環境問題だけでなく、併せて高齢者のみならず、皆が安心して住める町を目指していく。

- ④ まだ構想の段階であるが、2024年頃には江戸時代に新門前通が作られて400年の節目になるので、他の町内とも協力して、脚光を浴びるような節目イベント(例えば、「新門前骨董祭」「町家公開」「子供用イベント等を開催)で、盛り上がりを図っていく。
- ⑤ 祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区指定以前の既存建築物の中には、東山の眺望を遮るもの等があるが、将来の建て替え時には、祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区としての制限効果が出ることを期待したい。

景観の保全及び創出のための取組

建築物については、格子の色は現存建物のようにブラウンを基調とするものを進めるなど、形状、色調を考慮し、また屋外広告物に関しては、京都市の屋外広告物に関する条例に則るとともに、大きさ、地色、文字の色、イラスト等においては、当協議会とよりよい景観となるよう協議していきたい。

現在、当協議会における「景観デザイン班」で西之町にふさわしい基準を定めるため協議している。色彩ソフトを導入し、デジカメで撮影した内容をソフトに入れて比較して色の度合い等を検討するもので、数的にも捉えて科学的に判断していきたい。協議会の役員や担当者が変わっても基準が変わらないようにしなければならない。将来的にはそれに沿って事業者と相談できるようにしていきたい。

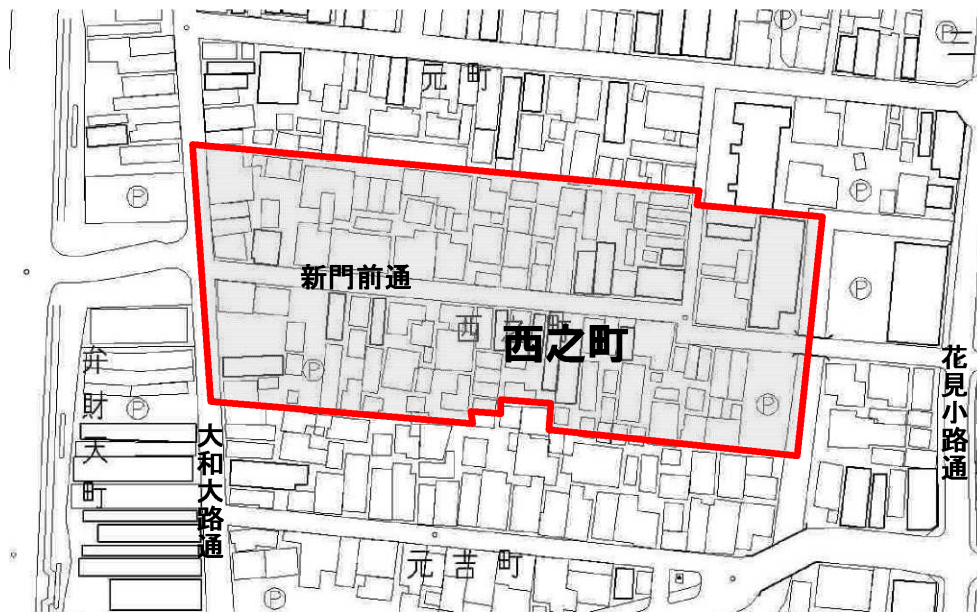
道路の形態や電柱・電線問題、カラー舗装等のハード面においては、美しい景観を目指すため、他所の例を参考にして別途プロジェクトチームを作り、関係先に願い出を行ったり、協議を進めていくこととし、住民側においても住民が出来ることは日常生活の中で自主的な「門掃き」や「ゴミ拾い」等の行動をすることによって、美しい道路や町を目指していく。

意見交換について

景観に関する考えは前述のとおりであるが、意見交換についての具体的な内容は次のとおりとする。

① 対象地区

平成16年11月に決定された「新門前通西之町地区地区計画」並びに平成27年8月に決定された拡大区域を含む範囲とする。



西之町地域景観づくり協議地区

② 対象行為

- ・ 新たに建築物や工作物の新築、増築、外観を変更されることとなる修繕及び模様替え、色彩の変更等をされる場合
- ・ 新たに屋外広告物を表示される場合
- ・ 新たに事業を行う場合

基本的には、新たに新・増築をされようとする事業主やその指示を受けた設計者から、設計計画段階で提案される計画書に基づいた内容を協議する。屋外広告物等については、京都市屋外広告物等に関する条例の

許可を得ているかどうかを確かめるが、条例の手続が必要でないもの(例えば、2㎡以下の屋外広告物等)についても、その条例の精神に沿うように意見を述べていく。

③ 方法

- ・ 先ず最初の連絡は「西之町まちづくり協議会事務局」を受付窓口とする。受付は文書によるものとし、口頭だけでは受付しない。
- ・ なお、受付時間は曜日を問わず9：00～17：00の間とする。
- ・ 協議の流れは下記の図のとおりで、事業主またはその指示を受けた者は、下図並びに下記内容を念頭に置いて申し出ていただきたい。

ア 連絡

- ↓・連絡時期は計画段階または設計書書き換え可能段階とする。
- ↓・連絡内容を、様式に記入してFAXすること。
- ↓・連絡後、地域からの説明及び意見交換の日時・場所等について事務局から関係者に連絡する。

イ 地域からの説明

- ↓・協議会役員から西之町の景観づくりについて説明する。
- ↓

ウ 事業者からの説明

- ・事業主から、協議会事務局へ計画案を提示して説明する。
- ・ウ「事業者からの説明」は、イ「地域からの説明」と同日に行うことも可能とする。

④ 意見交換の体制

当協議会は、年1回の定例総会(必要に応じて臨時総会を行う)を開催するが、日常業務は役員による事務局会議、会員(または委員)による協議会を適宜開催する。また、組織には分科会として「景観デザイン班」と「町式目班」を設置しているので、内容に応じて班別会議を開催する。

⑤ 事業者からの連絡先

※景観政策課にお問い合わせください。